

## 価格転嫁専門家派遣事業実施要領

### 1 事業の目的

本事業は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けている事業者に対して、価格転嫁に関する専門家を派遣し、適切な価格転嫁の対応に向けた支援を通じて、県内中小企業等の経営環境の改善を図ることを目的とする。

### 2 事業の対象者

本事業の派遣対象は次のとおりとする。(以下、(1)~(2)を総称して「中小企業者等」という。)

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者で、かつ県内に事業所を有するもの。また、法人にあつては法人県民税を納付している者
- (2) 上記の中小企業者を含む任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

### 3 事業の進行

#### (1) 専門家の派遣要請

専門家の派遣を要請する中小企業者等は、様式1の価格転嫁専門家派遣要請書を公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）理事長に提出するものとする。また、添付書類として直近の決算書又は確定申告書2期分の写し、会社案内、組織図、様式9の個人情報に関する同意書を提出するものとする。

#### (2) 対象企業の選定に関する要件

センター理事長は中小企業者等からの派遣要請に基づき、様式11の審査票により、以下のアからウの要件について審査し、専門家の派遣の可否を決定する。

ア 物価高騰対策に関連した価格転嫁に資する経営課題の解決であること。

イ 専門家により、要請内容に応じた具体的な取組が期待できること。

ウ 本事業により、支援効果が期待できる状況であると判断されること。

#### (3) 専門家の指定

派遣を要請する中小企業者等は、登録された中から派遣を希望する専門家を指定できることとする。派遣を要請する中小企業者等に専門家について知見がない場合は、センター職員が訪問等による対象企業のヒアリング調査を行い、登録された専門家と協議・調整の上、支援要請の内容に合致した専門家を指定する。

#### (4) 専門家派遣の決定

センター理事長は、(3)により指定した登録専門家及び要請企業に対し、専門家派遣の実施等について、様式2による専門家派遣決定通知書を要請企業あてに、様式3による

専門家支援活動依頼書を登録専門家あてにそれぞれ通知し、様式4による専門家支援活動承諾書を専門家から受領する。

(5) 派遣回数

1事業年度内における1中小企業者等への専門家の派遣回数は、1日2時間を超える支援活動について4回を限度とする。

(6) 支援活動期間

専門家による支援活動期間は、要請企業が専門家派遣決定通知書を受けた日から、令和9年2月28日までとする。

(7) 支援活動への職員の同席

専門家による支援活動を実施する際は、必要に応じセンター職員が同席するものとする。

(8) 支援活動実績報告書の提出

(4)により様式4を提出した専門家は、要請企業に対する支援を完了した場合は、様式5の実績報告書を速やかにセンター理事長に提出しなければならない。

(9) 受入証明書の提出

(4)により様式2の通知を受けた要請企業は、派遣された専門家からの支援が完了した場合は、様式6の受入証明書を速やかにセンター理事長に提出しなければならない。

(10) 支援活動の事後調査

支援活動の完了後、センター職員は、支援内容の評価や改善状況等を調査することとする。

#### 4 専門家の募集・登録

(1) 募集方法

適切な価格転嫁の対応に向けた支援ができるようにするため、専門家は、秋田県内に在住の中小企業診断士、税理士、公認会計士、大学関係者に加え、企業経営又は価格転嫁の実務経験者など幅広い分野から、公募により募集する。

(2) 専門家登録の申請

登録を希望する専門家は、様式7の専門家登録申請書をセンター理事長に提出するものとする。ただし、75歳を超えている者は申請できない。

(3) 申請の承認

センター理事長は、専門家登録申請書に基づいて申請者の資格、経歴、実績等を考慮して登録の可否を判断し、登録が妥当であると判断したときは申請者に承認を通知する。

(4) 登録名簿の作成

センター理事長は、登録した専門家の専門分野や経歴、指導実績等を記載した名簿を作成し、派遣を要請した中小企業者等が専門家を選択する際に提示する。

(5) 専門家登録の変更・廃止

登録内容の変更または登録の廃止を希望する専門家は、様式8の専門家登録（変更・廃止）届をセンター理事長に提出するものとする。

(6) 専門家登録の期限

専門家の登録期限は、登録年度の3月末日までとする。

(7) 登録の取消し

本事業の専門家としてふさわしくないと判断される場合は、センター理事長は専門家の登録を取り消すことができる。

5 専門家の謝金及び旅費

(1) 支援活動に要する経費

支援活動を行った専門家に対する謝金及び旅費については、センターが支払うものとする。

(2) 謝金の金額

謝金の金額は、1回の支援活動につき、4時間以上支援した場合は5万円、2時間以上4時間未満支援した場合は2万5千円とし、支援活動に伴い発生する作業をその活動に含めることができる。

(3) 旅費の金額

登録専門家の派遣に係る旅費の額は「公益財団法人あきた企業活性化センター価格転嫁専門家派遣事業旅費支出基準」に基づき積算した額とする。

(5) 謝金及び旅費の支払

センターからの謝金及び旅費は、様式5の実績報告書及び様式6の受入証明書がセンターに提出され、内容を精査した後、登録専門家からの請求書に基づき、謝金及び旅費指定された口座に支払うこととする。

なお、支援活動実績報告書に記載された内容が、実際には行われていないと判断される場合は、センターは謝金及び旅費を支払わないこととする。

6 専門家の守秘義務等

専門家は、様式10の秘密保持誓約書の提出をもって派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。また、診断助言に伴い発生する著作権その他の知的財産権等及び所有権を中小企業者等に無償で引き渡し、著作人格権を行使しないことに同意するものとする。

7 雑則

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。